

## 屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年3月25日(水) 午前9時00分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 4F 会議室

### 3. 出席委員 (19人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 滿秀	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笛原 綾乃	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

### 4. 欠席委員 (1人)

欠席者 11番 永綱 忠美 君

### 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第54号 農用地利用集積計画について  
議案第55号 非農地証明願いについて  
議案第56号 農業委員会の適正な事務実施について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 邦義
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要  
事務局長

皆さんおはようございます。  
内田さんと白川さん、備さんが少し遅れるというご連絡がございました。  
永綱さんは体調不良により欠席です。

ただ今より平成 26 年度第 12 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 8 番委員の安藤清浩委員にお願い致します。

憲章朗唱（8 番委員）

お座り下さい。  
会長あいさつ。

会長

改めましてみなさんおはようございます。  
いつもより早い時間の開会で皆さんのご協力をいただきました。  
本日は 26 年度最後の総会となります。  
少しこの 1 年を振り返りますと、身近なところでは改選期ということで新しい 3 年間の任期がスタートいたしました。

一方、国の方では農業委員会制度改革ということで、今の国会に法案が出されているようでございます。

今の見込みでは、7 月くらいでないと最終の法案の成立には至らないのではないかと。しかし早くても 9 月、あるいは 12 月でないと制度の総体は見えてこないんじゃないかという情報でございます。

また私どもの活動の中では、これまでの利用状況調査に加えて耕作放棄地を持つ農家の皆さんの意向調査ということで、年度末になって皆さんに積極的な活動をしていただきました。

地域の農村社会と関連がある制度と言うのは、日本型直接支払ということでこれまでの『農地見ず事業』と呼ばれておりました制度が多面的機能支払という事に変更になりまして、各地区に交付される金額も大幅に増えているように見ているところです。この制度につきましては、全国で農地の面積 450 万 ha と言われておりますが、前年より大幅に増えまして 200 万 ha がこの事業に参加している、さらに中山間直接支払等を含めますとプラス 60 万 ha と言われておりますので、半分以上が制度の活用をしているということが言えるかと思います。

26 年度から始まりました中間管理事業につきましては、屋久島町から具体的な実績はあがっておりませんが、27 年度の交付金の額が今の額を維持できるうちに、より積極的に活用をしていただきまして農地の出し手に恩恵が反映されますように、皆さんにもご協力いただくことが必要だろうと思います。

今の形での私たち農業委員会の役割、最後になるわけなんですが、目に見える農業委員会の姿を示していきたい。このように思っております。

本日の議案も盛り沢山ございます。みなさまの積極的なご意見をお願いをいたします、開会のあいさつといたします。

それでは本日の会議録署名委員を 17 番委員、18 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいりますが、皆さんにおはかりをいたします。  
審議の都合上、議案第 55 号を先に審議したいと思っているところなんですが、よろしゅうございますか。  
(「はい。」の声あり)

それでは順番を入れ替えまして、議案第 55 号、非農地証明願いについて事務局の説明をお願いします。

事務局長

45 ページになります。

議案第 55 号。非農地証明願について、次のとおり非農地証明願があつたので議決を求める。

整理番号 20 番。申請人：( ) [ ] さん ( ) 歳。土地の所在：[ ] 他 2 筆。畑。3 筆の合計面積：[ ] m<sup>2</sup>。農地区分：第 2 種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『体調を崩して耕作放棄せざるを得ず、また加齢によりその後も農業ができず、現在では手の入れようもないほど木々が生い茂り耕作できる状態ではない。』ということです。

申請地は [ ] から北東約 1.5 km に位置しております、平成 [ ] 年 [ ] 月に農地法第 3 条により取得をした上でございます。取得時ににおいて申請地は現在のような山林状態でありました。当時は農業ができる状況・状態であり、農地として利用、拡大を図りたいという計画がありました。しかし取得後に体調を崩しまして、今日まで耕作はされておりません。

現況は写真を見てもらえばわかりますが、山林状態であります非農地とみてやむを得ないと思われます。

しかし、この土地につきましては農地法第 3 条の規定に基づく農地の権利移動ということで許可を受けて所有権を取得したという経緯があります。しかしながらこの案件につきましては、特別な事情等による案件だと思います。

非農地証明の発行に関する事務取扱指針に基づいて審議いただきたいと思います。

会長

整理番号 20 番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は若い時 [ ] につとめておられて、ポンカン・タンカン等の果樹を作つておられたんですけども、ここは取得と言いましても買ったのではなくて兄弟の土地を [ ] さんが引き受けたという形なんですが、この土地が耕作されたという実態はないと思っております。

ここを宅地にするというような話ではありませんので、ご理解の上非農地やむを得ないということでお願いしたいと思います。

会長

整理番号 20 番について、皆さん方からご質問等ござりますか。

先ほど事務局からあつたんですが、非農地証明願指針ということに照らし合わせると、平成 [ ] 年に 3 条で取得をしている。それと非農地証明願という方法のほかに、国の非農地通知書ということで各集落回って調査をしてきているんですが、それに当てはめると該当するのかなと思われます。10 年を過ぎておりますので。以前はこの非農地通知は 10 年以内だということで、調査対象から外ってきた経緯があろうかと思います。ですが、現時点での制度に当てはめようすれば、対象になるかなという状況の申請地です。

皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり)

整理番号 20 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」声あり)

整理番号 20 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 21 番。事務局の説明をお願いします。

事務局長

整理番号 21 番。申請人：( ) [ ] さん ( ) 歳。土地の所在：[ ] 、畑、 [ ] m<sup>2</sup>。農地区分：第 2 種農地。非農地に至った理由並びに現在の耕作状況：『20 年以上前に [ ] 整備時の埋め土として土地を掘削し、その後碎石等により一部

事務局長	を整地している。現在は雑種地に近い状態であり、耕作は難しい。』と ということです。
	申請地は [REDACTED] に隣接しております。砂利等が敷き詰められた状況で、農地性については喪失している状況でございます。すでに 20 年以上経過しておりますので、農地への復元は、労力・費用等を考えますと、かなり難しく非農地はやむを得ないかと思います。
会長	整理番号 21 番について、担当委員のご意見をお願いいたします。
○番 (農業委員)	[REDACTED] 委員が欠席ですので、隣接地の担当として発言いたします。 20 年以上前の [REDACTED] 整備時の埋め土ということです。50 ページの写真でわかるように一面大きな石がごろごろ転がっておりまして、このような状況で農地に戻すというのも、なかなか難しいと思っております。
会長	整理番号 21 番について、皆さん方からご質問等いかがでしょう。
○番 (農業委員)	やむを得ないと思います。
会長	他にご意見ございませんか。 (「ありません。」の声あり)
	整理番号 21 番について非農地と認めることにご異議ございませんか。 (「はい。」の声あり)
	整理番号 21 番は非農地と認めることに決定いたします。
	続きまして整理番号 22 番です。事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号 22 番。申請人：( [REDACTED] ) [REDACTED] さん ( [REDACTED] 歳)、代理人・ [REDACTED] さん。土地の所在：[REDACTED]、田、 [REDACTED] m <sup>2</sup> 。農地区分：第 1 種農地。非農地に至った理由並びに現在の耕作状況：『申請地は昭和 [REDACTED] 年の県道改良工事に伴い埋め立てを行ったが、埋め土が石を多量に含んでいたため農地として利用できなくなった。現在は [REDACTED] として転回、駐車場として利用されている。』と ということです。
	申請地の現況は砂利等が敷き詰められており、年数的にも 20 年を経過しております。農地への復元はかなり難しいということになりますので、非農地とみてやむを得ないと思います。
会長	整理番号 22 番について、担当委員のご意見をお願いいたします。
○番 (農業委員)	54 ページの図面をお願いします。 [REDACTED] を渡りまして右側が新しい 県道、左側が旧県道です。新しい道を作る際に今回の申請地と、その下の雑種地が谷地になりますし、埋め立てをしたんですが、持ち主が畠として使いたいから、土砂の中に石なんか入れないでくれとお願いはしていたそうですが、実際は石だらけで畠として使えなくなってしまったということです。そのまま放置していたら、 [REDACTED] さんの方から駐車場として使わせてくれと、昭和 60 年頃ですかね、それからずっと駐車場として使われております。もうすでに 30 年近く経っております。畠としては使えませんので、やむを得ないと思います。
会長	整理番号 22 番について、皆さんからご意見・ご質問等ございませんか。
○番 (農業委員)	旧県道と新県道に挟まれ、隣も宅地と雑種地ですので、やむを得ないと思います。

会長	<p>他にご意見ございませんか。          (「ありません。」の声あり)</p> <p>整理番号 22 番を非農地と認めることにご異議ございませんか。          (「はい。」の声あり)</p> <p>整理番号 22 番は非農地として認めるに決定いたします。</p>
事務局長	<p>議案第 51 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。</p> <p>整理番号 32 番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。          申請人：借人 ( [ ] ) [ ] さん ( [ ] 歳)、貸人 ( [ ] ) [ ] さん。土地の所在：[ ] 、田、[ ] m<sup>2</sup>。農用地区域内。利用状況：田。営農計画及び耕作期間：果樹が 1 月から 12 月、米が 4 月から 7 月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況といたしまして所有面積が [ ] m<sup>2</sup>。申請人の経験年数が 10 年、夫が 15 年。農機具等の保有状況といたしましてトラクター・1、精米機・1 です。</p> <p>非耕作地はございません。周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。</p> <p>借人は自己所有地と今回の貸借地を合わせて面積要件を満たした上で新規就農をする予定のようございます。</p> <p>営農計画につきましては水稻栽培ということであります。</p> <p>借人については、この土地を農業経営基盤強化促進法に基づきまして使用貸借契約を先月まで 5 年間借り受けをしまして、これまでも水稻の栽培をしております。</p> <p>新たに利用権設定をする際の確認事項の中に対象要件というのがあるんですけども、その条件に当てはまらないため、その制度はご遠慮いただいたという状況であります。</p> <p>対象要件の規定の中に認定農業者や認定農業者を目指す専業農家が対象であるとされているんですが、その基準に当てはまっていないようでの今回はその旨を説明した上で 3 条の申請となっております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会長	整理番号 32 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番 (農業委員)	<p>借人は [ ] から [ ] に嫁に行っているんですが、[ ] で水稻を作っております。貸人は [ ] をやっておりまして、現在は [ ] の方におられます。</p> <p>3 ページをお願いします。農地法第 3 条第 2 項第 1 号・第 4 号・第 5 号・第 7 号、許可要件を全て満たしておりますので問題ないと思います。</p>
会長	<p>皆さん方からご質問等ございますか。          (「異議ありません。」の声あり)</p> <p>異議なしの声でございます。</p> <p>整理番号 32 番について許可することにご異議ございませんか。          (「はい。」の声あり)</p> <p>整理番号 32 番は許可することに決定いたします。</p>
	続きまして議案第 52 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 52 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号 6 番。申請人：( ) [ ] さん ( [ ] 歳)、代理人：[ ] さん。土地の所在：[ ]、畝、[ ] m<sup>2</sup> の内 [ ] m<sup>2</sup>。利用状況：休耕地。農地区分：第 1 種農地。事由：『隣接地 [ ] に住宅を建築しますが合併浄化槽の排水をする町道の側溝がないので、やむなく自分の所有する農地にパイプを敷設したい。』ということです。

この方につきましては、先月農地法 5 条で許可申請があつた方です。申請では一般住宅の建築に際しまして合併浄化槽の設置を計画しておりました。3 条で取得した農地に浄化槽の排水を設置する計画ですので第 4 条の申請となります。

さらに最終排水先は河川ですが、その間に山林がございます。この山林にも敷設いたしまして最終的に小さな河川に排水するということですが、この山林につきましては他の所有者でございますのでこちらの方にもご相談をいたしまして、すでに承諾は得られております。

敷設に関しましては周辺農地への影響も少ないという事で、一時転用についてはやむを得ないと思います。

この場合、当然畠の部分に敷設しますのである程度深く掘削いたしまして、パイプを設置しますので、表面に耕作することについては何ら影響はございませんので、特に問題は無いと思います。

会長

整理番号 6 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農業委員)

8 ページの方に図面があります。[ ] の山林は [ ] さんの土地であります、そこを通らないといけないということでした。先日話を伺いましたら、特に問題もありませんのでということで、許可を出したということでした。

また、将来的に [ ] さんがここを何かに使うためにパイプを動かしたいというときには、また本人さんと話をするということのようです。

会長

整理番号 6 番について皆さん方からご意見、ご質問等ございませんか。

先ほど事務局からありましたけども、地下を掘って埋めますので何ら耕作に支障はないという事です。ただ、工事期間中だけ一時転用ということです。その部分を永久的にパイプ設置所として利用するというわけではありません。完了したら、地上部は畠として使うという事です。

ご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無ければ、整理番号 6 番について計画に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 6 番は計画に同意することに決定いたします。

続きまして 12 ページです。

議案第 53 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 53 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号 18 番と 19 番は関連がございますので、一括で説明いたします。

整理番号 18 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ( ) [ ] さん ( [ ] 歳)、譲渡人 ( ) [ ]

事務局長

■さん（■歳）。土地の所在：■、田、■m<sup>2</sup>。利用状況：雑種地。第2種農地。事由：『現在官舎住まいであり又3月末付けで職場を退職することになったため、それに伴い自己の住宅を新築するため。』ということです。転用目的及び事業計画：住宅の建築面積が■m<sup>2</sup>、所要面積が■m<sup>2</sup>。

整理番号19番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（■）■さん（■歳）、譲渡人（■）■さん（■歳）。土地の所在：■、田、■m<sup>2</sup>。利用状況：雑種地。第2種農地。事由は整理番号18番と同じです。転用目的及び事業計画：車庫の建築面積が■m<sup>2</sup>、家庭菜園の所要面積が■m<sup>2</sup>、その他として■m<sup>2</sup>です。

この地域は農業振興地域計画に位置付けされておりますが、県道に隣接しており、計画地域の端ということもありまして除外の認可が2筆とも下りております。

先月の総会の折にもこの地域に対しての説明をいたしましたけども、この土地も転用違反状態です。2筆とも。利用状況は雑種地としてありますが、土地の形状等は、埋め立てもだいぶ前に終わりまして擁壁も半分以上整備されております。そういう状況ですので、始末書を添付しております。

資金調達計画ですが、自己資金ということで退職金の見込み額証明書が添付されておりますので、問題ございません。

合併浄化槽等の排水先については、県道に面しているという事で側溝に排水されるようですので、問題ございません。

以上のようなことから周辺農地への影響も無いと思われることから転用につきましてはやむを得ないと思います。

農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりもないことから第2種農地・その他の農地と判断いたしました。

会長

整理番号18番、19番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

この土地がまだ農地であるということを、去年調査した時にわかつたんですけども。家を造る話は前からあって、申請をする前から整地もしております電柱も移転されておりますので、始末書がついております。

■さんにつきましては、■に住んでおられますけども奥さんの都合もあります■の方に家を建てられるようです。

現状からしますと、農地に復元するには困難でありますし、コンクリの擁壁も作られております。また、県道沿いでありますので、目の前には町営住宅もありますので、立地的には住宅もやむを得ないと思っております。

会長

整理番号18番、19番について皆さん方からご意見、ご質問等ございますか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号18番、19番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号18番、19番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号20番。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号20番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（■）■さん（■歳）、■さん（■歳）

事務局長

の連盟です。譲渡人（■■■）■■■さん（■歳）。土地の所在：■■■、畠、■■■m<sup>2</sup>。利用状況：休耕地。第2種農地・都市計画区域内です。事由：『現在借家住まいであり、長年住んだ集落内で自己の住宅を新築したいと考えたため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が■■■m<sup>2</sup>、店舗兼住宅の建築面積が■■■m<sup>2</sup>、駐車場が■■■m<sup>2</sup>、その他として■■■m<sup>2</sup>です。

譲渡人の所有地は平成■年■月に農地法3条の規定に基づく許可を受けて2年余りが経過したところでございます。当時は農地を取得いたしまして規模拡大を図る計画でありましたが、所得後は耕作されていないということでございます。理由といたしましては、取得以前から本人が体調を崩しておりまして現在まで耕作がなされていないという状況の中での今回の譲渡ということあります。

農地の転用のための許可申請に係る事務処理の留意事項というのがありますと、農地法第3条第1項の規定に基づく農地の権利移動の許可をした後、特別な事情等の変化が無いにも関わらず法第4条第1項、法第5条第1項の転用許可については留意する必要があると明記されています。

留意する特別な事情の理由書というのが、添付されている内容のとおりでございます。

それから譲受人の資金計画ですが、必要経費総額■■■円のうち■■■円が自己資金、■■■円が融資なんですが、金融機関からの融資ではなく、個人からの融資。妻の■■■さんからの個人融資ということあります。

この申請に直接関係は無いんですけども、住宅取得控除というのが申告の中にあります。申請人の添付資料を確認いたしますと、妻からまた貸しという形で借り受けをいたしますと、妻が金融機関から借りたものを夫に貸すということなんですよ。奥さんの自己資金であれば問題はないんですけども、奥さんが借り受ける内容というのが住宅融資ですので、住宅融資で借りたものを夫にまた貸しするというのは住宅取得控除の申請時において、申請ができません。そのような内容がありますので本人に確認しましたところ、深く考えていかなかったということでしたので、後々のことを考えますと連名にしていった方が確定申告に際しては望ましいのではないかということで指導した結果の両名の申請があります。

先ほど説明いたしました『特別な事情等の変化』に基づいて審議していただくことになりますので、別紙理由書、これに基づいて審議いただきたいと思います。

農地区分につきましては10ha以上の農地の広がりもないことから第2種農地・その他の農地と判断いたしました。以上です。

会長

整理番号20番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

地図を見てもらいますと、周辺は町営住宅や県職員の住宅が密集している場所であります。

ご主人にどのような商売をされるのか聞いてみましたが、■■■と■■■をやりたいという事でした。現在、■■■の役員でありますと、■■■の方に■■■ができたんですが、そちらの方にも関わっておられたりということで、地産地消を目指していきたいということでした。

奥さんの資金ということと、譲渡人の理由から審議していただきたいと思いますので、報告だけさせていただきます。

会長

整理番号20番について事務局から詳しい説明がございましたけども皆さん方からご意見・ご質問、いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

会長

ご意見無ければ整理番号 20 番について申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 20 番について申請に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号 21 番・22 番は関連がございますので、一括審議していただきたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

事務局長

整理番号 21 番、22 番は関連がございますので、まとめて説明させていただきます。

整理番号 21 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 (■) ■■■さん (■歳)、譲渡人 (■) ■■■さん。土地の所在：■■■、畠、■■■m<sup>2</sup>。利用状況：休耕地。第 2 種農地・都市計画区域内。事由：『現在借家住まいであり、自己の住宅を新築するため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が ■■■m<sup>2</sup>、住宅の建築面積が ■■■m<sup>2</sup>、駐車場の所要面積が ■■■m<sup>2</sup>です。

整理番号 22 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 (■) ■■■さん (■歳)、この方は先ほどの ■■■さんの妻であります。譲渡人 (■) ■■■さん。土地の所在：■■■、畠、■■■m<sup>2</sup>。利用状況：休耕地。第 2 種農地・都市計画区域内です。事由：『申請地付近には有料駐車場が不足しております。申請地を有料駐車場として周辺住民に貸与して、駐車場経営をするため。』ということです。転用目的及び事業計画：貸駐車場の所要面積が ■■■m<sup>2</sup>です。

申請人は夫婦関係であります。ここは元々親番があったところを分筆して住宅部分が ■■■m<sup>2</sup>、残りが ■■■m<sup>2</sup>。

平成 ■年 ■月 ■日に売買による仮登記が ■■■m<sup>2</sup>の部分に入っています。本登記につきましては条件が付いているという事で、その条件というのが 5 条の許可ということになります。

また、譲渡人は ■年 の ■月 に非農地証明願いの申請がなされました。現状が非農地証明願いの対象とは認められないということで判断をしております。土地の一部につきまして砂利等が敷き詰められており、人為的に改廃したという事実、少し手を入れれば畠としての復元も可能だという意見もあったようです。そしてこれ以前に平成 ■年 の ■月 なんですが、非農地証明願いの申請がされております。この時も先ほどと同じく、現状が非農地として認められないという判断でした。

この方は元々相続によりこの土地を取得しております。本人は島外に嫁いでおります。こちらに帰ってくる予定もないということで、手放したいという意向のようです。そして売却についても切り売りはせずに、一括で売却したい気持ちがあったようでございます。

それと、昨年の ■月 に申請があった折にその隣接地も同じく非農地証明願いが上がりましたが、ここについては現況が山林化しているということで、非農地として認められております。

その際にもいろいろ話をしているんですが、 ■さんとしては親から引き継いだ土地をほったらかしておくのもということで管理をお願いしていたと。また、 ■の通学路ということから管理する義務があるということ。そしてこの地域は宅地化がかなりの勢いで進んでいるということもあります。最低限の管理はしないといけないという認識のもと、手を加えていた。結果的には現状判断で農業委員会としては非農地として認めておりません。ですので、本人側からは矛盾を感じるとの意見も出されておりました。そういう経緯のもと今回は一般住宅、貸

事務局長

駐車場の申請であります。

また資金計画なんですが、自己資金はございません。必要経費の全額を融資というかたちでございます。この融資については個人融資。続柄はおじからと友人からということで、合算した額を必要経費ということで借り入れをしております。

奥さんの方は残りの部分を一般駐車場として事業経営をしたいということであります。資金計画については、この方も自己資金はございませんで個人からの融資ということでございます。夫の母からの借り入れということです。

金融機関からの借り入れが一般的だらうと思うんですが、両方とも個人融資ということですので、私どもは計画の実行性を確認する必要がございますので、これについては先日申請者の代理人、司法書士になりますが、この方に一般住宅と貸駐車場に係る事業計画を確認いたしましたところ ■■年■■月から年内の完成を目指して計画通りに進めるということでありましたので、申請書類、資金計画に係る部分、特に問題は無いというふうに判断をしております。

農地区分につきましては 10ha 以上の農地の広がりも無いことから第 2 種農地・その他の農地と判断いたしております。

会長

整理番号 21 番・22 番について皆さん方からご意見等ございますか。

○番（農業委員）

休耕地を転売することはできるんですか。

会長

はい。計画があればできます。農地としての活用を目的とした売買も可能ですし、計画をきちんと持っている方であれば転用目的の売買も可能です。

○番（農業委員）

この申請が許可されたときに、もし事業計画がなされないときについての対応というのは。

事務局長

事務局も申請の書類上の確認、計画の実行性、こういった観点から判断をいたしまして、最終的には県の許可になるんですが、今言われました実行性を我々も危惧いたしましたので当然申請人の意思確認をした上で、本人もやりますということですので、今の時点では皆さんの方におはかりをして問題が無いのであれば県に上げるという手続きです。

ただ、県に上げた後の事後処理があります。進捗状況に合わせて申請も随時行います。経緯を見守っていくという形です。

もし、何らかの原因で計画がずれ込むというようなことになれば、その時々の事情を確認いたしまして随時県に報告するという形になります。

会長

許可が下りなければ名義も変わりません。仮に許可が下りて事業計画通りに実行されないと地目が変わりません。ですからその方が自由に売り買ひすることは出来なくなります。かならず農地法上の許可を受ける手続きが必要になります。

さらに実行することになりますと、進捗状況の報告が 3 か月ごと、1 年後の報告が必要になってきます。

それから融資の関係なんですが、必ず金融機関からの融資証明でないといけないという規定はないです。個人からの融資であっても証明があれば大丈夫です。その違いによって県が許可・不許可を判断することは無いと思っています。

ですから、添付書類上はクリアしているというふうに私は思っています。

○番（農業委員）

担当委員ですが、駐車場に関して誰に貸す段取りになっているのかと

○番（農業委員）	いう事を聞きましたら、30 ページの地図で見ますと、真ん中あたりに町営住宅が 3 棟、県の職員住宅が 2 棟建っておりますが、今、一家に車が 2 台・3 台ありますので、こちら辺の住宅の駐車場がなくて困っているという現状があるようです。
	ある程度、事業の採算性はあるのかなと感じております。
○番（農業委員）	今現在、島内で有料駐車場としてお金のやり取りがなされている場所があるんですか。
事務局長	██████████にも 3 件ほどありますね。個人と契約をしております。
○番（農業委員）	売主・買主は親戚関係ですか。
○番（農業委員）	親戚ですね。売主はご主人のおばさんだということです。
会長	他にご意見ございませんか。 (「ありません。」の声あり) 念のため、整理番号 21 番・22 番について同意することにご異議がないという方は挙手をお願いいたします。 はい。ありがとうございました。全員です。 整理番号 21 番・22 番は計画に同意することに決定いたします。
	続きまして議案第 54 号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案 54 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。 整理番号 32 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（██████████）██████████さん、譲渡人（██████████）██████████さん（████歳）。土地の所在：██████████。現況地目：畠。2 筆の合計面積が █████m <sup>2</sup> 。作物：樹園地（茶園）。移転時期：平成 █ 年 █ 月 █ 日。対価：████円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：茶。経営面積：所有面積が █████m <sup>2</sup> 。従事日数：█ 日。農機具等の保有状況：荒茶工場・200 kg ライン、乗用茶摘採機・4、乗用茶園管理機・5、耕運機・1、トラクター・1、茶園管理機・6、作業用トラック・4、ライトバン・1、超水槽スプリンクラー・一式です。 この案件につきましては、譲渡人の高齢化による離農であります、後継者もいないということであります。譲受人は認定農業者であります、農業生産法人であります。今年度もこれまでに 2 件、離農に伴う農地を譲り受けております。実績・経営状態も非常に安定しております。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。
会長	整理番号 32 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	38 ページの写真で場所の説明をします。 ██████████とありますけども、その下は █████になります。██████████から山手にあがりますと申請地があります。 担当委員の █████さんから話を聞きますと、高齢ですが後継者がいないということですので、よろしくということでした。 事務局から説明がありましたように、██████████さんに買っていただくということで何ら問題はないと思います。以上です。

会長	<p>整理番号 32 番について皆さん方からご質問ございませんか。          (「ありません。」の声あり)</p> <p>整理番号 32 番は計画を認めることにご異議ございませんか。          (「はい。」の声あり)</p> <p>整理番号 32 番について、計画を認めることに決定いたします。</p>
事務局長	<p>続きまして 55 ページ。農業委員会の適正な事務実施について事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第 56 号。農業委員会の適正な事務実施について。</p> <p>農林水産省通知による農業委員会の適正な事務実施に基づき、別紙のとおり「平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を作成したので内容を協議のうえ議決を求める。ということでありまして、内容については事前に配布しておりますのでお目通しいただいているかと思いますので、説明については省かせていただきます。</p> <p>I 法令事務に関する点検 ということで 60 ページですが、(5) 地域の農業者等からの意見等 ということで空白にしております。これについては例年パブリックコメントということで町のホームページで募集をしております。4 月いっぱいまで受け付けております。</p> <p>あとはご意見等があれば、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>お目通しされて、ここがわかりにくい・これは違うんじゃないの等、ご意見やご質問があればいただきたいと思います。          (「ありません。」の声あり)</p> <p>議案第 56 号。農業委員会の適正な事務実施については原案どおりお認めいただけますか。          (「はい。」の声あり)</p> <p>ありがとうございます。</p>
事務局長	【行事予定説明】
会長	以上をもちまして、第 11 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（12時10分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

17番

18番

平成 27 年 2 月 24 日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久